

<報道発表資料>

令和3年12月23日

金融・経済講演会

「これでスッキリ！菊地弁護士に学ぶ消費者被害防止策」を開催

埼玉県消費生活支援センターでは、埼玉県金融広報委員会※と共催で、令和4年2月20日（日）に金融・経済講演会を開催します。

悪質商法の手口は年々変化し、消費者被害は後を絶ちません。こうした被害に遭うのは、高齢者だけではなく社会経験の未熟な若者も少なくありません。

そこで、この金融・経済講演会では、テレビにも出演されている弁護士の菊地幸夫氏を講師にお迎えして、目まぐるしく変化する消費生活の中で、消費者被害に遭わないよう気を付けるべき点についてご講演いただきます。

● 本講演会の概要

- 1 日 時 令和4年2月20日（日）13時30分～15時（開場13時）
- 2 場 所 ウェスタ川越 1階 多目的ホール（川越市新宿町1-17-17）
- 3 交 通 JR川越線、東武東上線「川越駅」西口より徒歩約5分
西武新宿線「本川越駅」より徒歩約15分
「本川越駅」よりバスをご利用の場合
・「本川越駅」西武バス乗り場①番
新所02、本55系統「川越駅西口」下車徒歩約5分
本53、本54系統「ウェスタ川越前」下車すぐ
・「本川越駅」西武バス乗り場②番
川越35、川越35-1系統「ウェスタ川越前」下車すぐ
- 4 講 師 菊地 幸夫 氏（弁護士）
- 5 テーマ これでスッキリ！菊地弁護士に学ぶ消費者被害防止策
- 6 定 員 150名（参加無料）
- 7 主 催 埼玉県、埼玉県金融広報委員会
- 8 後 援 金融広報中央委員会
- 9 申込み・問合せ先
電話、FAX、又はEメール（①氏名②住所③在住、在勤、又は在学の市町村名④電話番号又はFAX番号を明記）でお申し込みください。
埼玉県消費生活支援センター 情報・学習支援担当
電話（直通）：048-261-0995
FAX：048-261-0962
E-mail：m4308776@pref.saitama.lg.jp
ホームページ：
<https://www.pref.saitama.lg.jp/b0304/houdou-oshirase/kouekai220220.html>
令和3年12月24日（金）から申込受付を開始します。
- 10 その他 新型コロナウイルスの感染拡大の影響により中止や内容変更となった場合は、消費生活支援センターホームページでお知らせします。

※ 埼玉県金融広報委員会とは

埼玉県、日本銀行、財務省関東財務局、県内金融機関、報道機関等によって組織される“中立・公正”な団体です。

健全で合理的な家計運営のために県民の皆様が暮らしに身近なお金について学習する講座の開催や講師の派遣、資料の提供を行っています。